愛顔えひめの文化祭2028愛媛県実行委員会総会傍聴要領

第１条　愛顔えひめの文化祭2028愛媛県実行委員会総会を傍聴しようとする者は、開催日前日（前日が閉庁日の場合はその前日）の午前中までに、電話又はメールにより、愛顔えひめの文化祭2028愛媛県実行委員会事務局（愛媛県観光スポーツ文化部文化局文化振興課国民文化祭推進室内）まで申し込まなければならない。

第２条　傍聴の定員は５名とし、受付は先着順とする。

第３条　会長が会場の秩序維持のため、その他必要と認めたときは、傍聴人数を制限することができる。

第４条　次の各号の一に該当する者は傍聴することができない。

(1)　凶器その他危険と認められる物品を所持する者

(2)　酒気を帯びている者

(3)　旗、のぼり、ビラ、掲示板、プラカード等名目の如何を問わずこれらのものを所持する者

(4)　その他会場の秩序維持のため必要を認める者

第５条　傍聴人は次の各号の事項を厳守しなければならない。

(1)　会場では静粛にすること。

(2)　会場をみだりに出入りしないこと。

(3)　会議の言論に対し、批評又は可否を表し、或いは拍手等の行為をしないこと。

(4)　会場において、喫煙又は飲酒をしないこと。

(5)　会場において、携帯電話等の使用をしないこと。

(6)　会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、知事の許可を得た場合は、この限りでない。

(7)　その他会議の進行を妨害するような行動をしないこと。

第６条　傍聴席が騒がしいため、会議の運営が困難と認められるときは、会長は全ての傍聴人に退場を命ずることができる。

第７条　傍聴人がこの要領に違背し、会長又は愛顔えひめの文化祭2028愛媛県実行委員会事務局員の指示、注意若しくは制止に従わないときは、会長は退場を命ずることができる。

第８条　傍聴人は退場を命じられたときは、直ちに静粛に退場しなければならない。また第６条及び第７条により退場を命じられた者は、当日再び傍聴席に入ることができない。

附　　則

この要領は、令和８年11月19日から施行する。